

令和6年度第2回 国立市子ども総合計画審議会議事録

開催日時 令和6年6月14日（金）午後6時30分～午後8時30分

開催場所 国立市役所3階 第1・第2会議室

出席者

【学識経験者】

長谷川 俊雄（会長）

【学校教育、保育・幼稚園関係者】

吉田 順 熊川 英里

【地域教育関係者】

國府 功太 細田 直哉

【公募選出市民】

佐藤 昌文 原田 あかね 鈴木 拓斗

【欠 席】

堀井 雅道 小菅 和子 小澤 崇文

【事務局】

会議資料

- ・資料 No. 1 子ども総合計画の取組み評価
- ・資料 No. 2 第三次国立市子ども総合計画重点取組みの実施評価
- ・資料 No. 3 第三次国立市子ども総合計画その他の取組み
- ・資料 No. 4 施策の体系（現行計画）
- ・参考資料 国立市子ども基本条例骨子案・素案（解説）
- ・追加資料 第四次国立市子ども総合計画 計画の位置付け・理念・体系等について

1. 開会

- ・出席委員確認
- ・会議成立
- ・資料確認

2. 第三次国立市子ども総合計画取組み評価

委員：それでは早速始めたいと思います。最初に、第三次国立市子ども総合計画取組み評価について事務局の方から説明をお願いしますでしょうか。

事務局：資料1 子ども総合計画の取組み評価の1-1から1-3について説明

(資料2 第三次国立市子ども総合計画重点取組みの実施評価、

資料3 第三次国立市子ども総合計画その他の取組みを参照)

委員：ここで一回区切って、説明はまだ続きますので、区切りながら質疑応答・意見交換をしたいと思います。何かご質問等ございますか。

委員：子どもの人権オンブズマンの取組みのところで、色々と工夫を凝らしているけれども、未だに実際に相談に至るケースはごく僅かであるを書いてあって、相談体制としては資料2-2を見るとフリーダイヤルやオンブズマンレターや、タブレットにオンブズマンへの相談フォームのブックマークの登録、出張相談会等、色々と書かれています。ごく僅かというのは、どういうルートでどういった相談があったのか教えていただきたいです。

事務局：資料2-2に書いてある内容はオンブズマン事務局からいただいたものになるのですが、相談件数について令和5年度はオンブズマン全体で99件、うち子ども相談は50件で、相談内容についてはいじめ、不登校、クラスの雰囲気、教職員の対応等々でそれ以上の情報はないのですが、こういった内容で50件ということで、認知度普及を図っているところに対して、実際の相談に至ったケースは僅かというのが、オンブズマン事務局の自己評価という形になっています。

委員：平成29年度から増えていて、それがどのルートから持ち込まれているのかは分からないですか。

事務局：これ以上のものはないのですが、29年から比べた取組みとして、出る形の相談体制というところを謳っていて、矢川プラスへオンブズマンが出向いて、直接子どもとの交流の機会をもつようにしていて、そういった取組みが、結果的に相談が増えている一因になっていると捉えています。

事務局：今日は担当部局をお声掛けしていません。取組み全体になると非常に人数が多くなるので呼びきれないこともあり、事務局が預からせてもらってその範疇で回答できるものは回答し、今のご質問は相談ルートについてどうだったのかということだと思いますので、そこはまた確認して皆様にお示しできる範囲で示していきたいと思います。所管においては相談がごく僅かだという課題を意識としていただいているので、それぞれの相談ルートに対する課題が具体的にどこにあるのか、今一度確認しながらお示ししたいと思います。

委員：相談件数の少ないルートと多いルートが分かれば、どういうルートが拡大されれば相談しやすくなるのかが分かると思いますし、いきなり知らない大人に相談もしづらいと思いますので、矢川プラスでもまずは子どもたちと遊んで、親しくなった中でポロリと相談するということもあると思うので、子どもと気軽に遊んだり、そういうルートが大事だと思いました。

もう1点は相談内容のところで、いじめ、不登校という順番がありますが、これは相談件数の多い順に並んでいるのですか。

事務局：今はこれ以上の情報がないので、具体的な内容については確認して回答できればと思います。

委員：今いじめの認知件数が65万件で、そのうち小学校が55万件で、中学校が11万件で、小学校が中学校の5倍になっています。僕もびっくりしたのですが、一番いじめの多い学年が小学校2年生で3年生、1年生の順になっていて、低学年でかなりいじめが発生しているというのがあって、かなり初期の段階からストレスがかかっている状況になっているみたいで、小学校に上がって環境が変化する中でのつらさを誰がどのように聞き取っていくのか、とても大事なことだと感じます。

委員：2年前までオンブズマンの子ども相談員をしていたので、昔の情報で良ければですが、チャンネルを広く持とうというのは最初から考えていたのですが、子どもたちは大事にしたいくないというのが結構多いです。小学生の場合、ちょっとしたことで話したいけれども、電話をかけるというつながりが二の足を踏むということが多かったです。子どもたちだけでお部屋の方に来てくれる人もいますが、低学年より小学校高学年の方が多かったです。中学生や高校生になると電話やメール等になりますが、オンブズマンに相談するのは、すごい事でないと相談出来ないのではないかという気持ちが多かったです。今回この内容を見ると、ブックマークを入れたり、矢川プラスに行ったりして、相談はないけれども一緒に遊んだり、顔を売ったりしているのだと思います。子どもたちにアンケートを取ったことがあって、今は相談することはないけれども何かあればお願いしたいというのがすごく多くて、少しでも心のよりどころになればというのがあると思います。自分たちの権利についての授業や、自分たちがどんな権利を持っていて、誰に話をしたらいいとか、そういうところをもっと啓発していかないと、相談は増えないのではないかと思います。

委員：貴重なご経験に基づいてありがとうございます。確かに相談を待つだけではなく、周囲にいる大人たちが声をかけながら発見していくという相談力がないと、なかなか実数に補足出来ないということもあるのでしょうか。今日は担当部署が来ていませんので、事務局に持ち帰っていただいて、次回にでもお返事をいただくという取り扱いをお願いします。

委員：事業ナンバー2-7 外国籍の生徒への学習支援の充実について、多摩の方ではそうでもないのですが、都内の方に行くとかかなりの数の外国籍の生徒がいて、東京都としても取り出し授業として対応していますが、実際取り出し授業をする講師の人員が全く足りていない状態で、各学校で探してくださいという状況で、人は付けていいけど、自分たちで探さないといけないことが、いろんな学校で悩みになっています。別の場所「LABO☆くにスタ」でやっていることを、ソーシャルワーカーを通して紹介してもらっても、家の人も日本語が話せなくて、伝える手段がすごく難しいです。中高生が対象かもしれませんが、小学生に対して学校へ入っていくような施策は考えているのでしょうか。

委員：取組みの評価なので、そのような取組みがあったのかということですが、実態は分かりますか。学習支援の中でも、学校教育に結び付ける保証であったり、そこでのマンパワーの確保等ということになると思いますが。

委員：小学校だったら特に市との連携が取りやすいのでしょうか。都立高校の場合は難しいのですが、市との連携についても伺いたいです。

事務局：今までの取組みとしては、おっしゃるような外国籍の子どもにアウトリーチ的なアプローチする積極的な部分はなかったと思います。今まさに外国籍の子どもの人数が増えているので、次期計画ではどのような取組みが必要かといった分析が必要になってくると考えています。

委員：受け入れている小中学校からは、困っているという訴えは特に出てきていないのですか。

事務局：個別的に例えば子ども家庭支援センターで、家庭の状況といったところから、コミュニケーションの困難さで支援が必要というのはありますが、外国籍だけでというのはなく、困難を抱えている世帯への支援という形になると思います。

委員：外国籍ということ言えば、共通していることでアプローチするのではなく、外国籍の各家庭の中で困りごとがあって、困りごとに焦点を当てながら支援していくということで、個別的なピックアップをしていたので、外国籍の子どもたちというアプローチはまだ出来ていないということですか。

事務局：家庭の状況に応じて外国籍の方でひとり親の方や、お子さんの年齢も様々で、しょうがいをお持ちの方という可能性もあり、画一的なベースとなる支援は統一的に考えられるとしても、やはりその先となると個別支援の域に入ってしまうというところがあります。

委員：公認的なサービスは当然必要ですね。外国籍の子どもたちに程度の差はあれ共通に困っていることがあって、そこに卸売りのようにアプローチすることもあった方がいいと思いました。例えば児童扶養手当があり、しょうがいがあれば特別児童手当が

出るというのは個別対応になるというような二段構えのようなもので、これは理想論かもしれないし、今後の政策課題かもしれませんが、これからは踏み込んで取り組めると良いと個人的には思いました。

他に何かありますか。よろしければ次の2の子育て支援の説明をお願いします。

事務局：資料1 子ども総合計画の取組み評価の2-1から2-2について説明。

委員：今説明がありましたが、質問があればお願いします。

委員：生活困窮世帯への学習支援事業の推進ということで進めている事業というのはスタディクーポンのことでしょうか。学習支援について生活困窮世帯に限られた事業になっていると思うのですが、この限られることが難しいのではないかというのがあるって、それを取り払って、なるべく生活困窮世帯等に学習支援を届けたいということで、スタディクーポンの話があったような気がするのですが、そのことを言っているのですか。

事務局：事業の対象者としては生活保護世帯で、個別に対象者にアプローチをしています。ホームページ等で広報の普及をした方が参加者が増えるのではないかと思います。意見もいただいているのですが、逆に生活保護の人の学習をここでやっているとすると、そこに通っている子どもが生活保護世帯と分かってしまうことが課題としてあるので、個別にアプローチして学習支援を行っていく事業であると昨年報告をしていた事業なので、それがスタディクーポンとイコールの事業かは分かりません。

事務局：三次の計画を作った時は、スタディクーポンは入っていなかったと思います。当時ちょうど子どもの貧困のことが言われていた時で、福祉総務課の方で学習塾と契約をして、学習機会の提供ということで生活保護のお子さんを対象に行い、その後に学習クーポンをやっているのです、おそらく評価としてはセットで見えていると思います。

事務局：子育て支援課の方では取組みの現状で色々と書かせていただいているのですが、子どもの学習・生活支援事業では宿題をするのを見守ったり、生活困窮世帯の貸

付の中に区分けがありますが、子どもの就学に係る資金が必要という区分けもあります。

委員：何の施策の実施の評価なのか読み取れない部分がありますね。何を対象に評価したのか分からない部分があるので、調べていただきたいと思います。
他に何かありますか。

委員：私が気になったのは2－2で、資料2－13につながるのですが、幼児教育推進プロジェクト「ここすき」の取組みの現状で、幼稚園・保育園・認定こども園を対象に研修を実施し、幼稚園教諭や保育士のさらなるスキルアップを図ることで市内全体での保育・幼児教育環境の向上を図るとありますが、これは研修を行って、研修の効果を確かめる場面は何かあるのですか。私も教員として研修をたくさん受けますが、受けて終わりというのが多くて、その効果がどうかと言われると、確かめる機会があまりなかったというがあるので、研修の効果を確かめる機会があるのか疑問に思ったので教えてください。

事務局：こちらについては令和5年度から幼児教育センターで研修を実施しています。対象が公立だけでなく私立も含むので、効果を測るのは難しい部分がありますが、研修後のアンケートは必ず取って提出していただいています。内容を見て次の研修に活かしたりしています。なかなか何が効果があるかというのを見るのは難しいですが、市と事業団で協議をして、色んなジャンルの研修をニーズの把握しながら行っているので、例えば保育の質の向上の研修や、事故が多く起きている状況の中で、安全管理の研修を専門の有名な先生を呼びながら実施しています。市内の状況は幼稚園・保育園の園長会を毎月開いていて、そこに市の職員も同席し意見・情報交換をさせていただいているので、色んな情報を拾いながら見て行けたらと思っています。

委員：研修でいい話は聞いたけど、現場は何も変わらないということはよくあると思いますが、今保育士のキャリアアップ研修というのがありますが、会場に来て話を聞いてもらって、自分がチャレンジしてみたいテーマを決めて、現場で改善したいことに挑戦してもらって、その成果をまた持ってきてもらってという形で、3往復ほどして、研修の内容を現場の改善に結び付け、最終は学会のようにポスター発表をし

てもらって、「最初はこうだったけれども、環境を変えたらこんな風に子どもが主体的になった」「こんなことを困っていたけれども、こんな風にした」と成果を発表しているので、明確に今現場で困っていることが改善につながるような取り組みを行っています。

あとは市内で困っているところ、ニーズを聞き取って、それを基に研修を計画しているので、令和5年度に聞き取ったものを令和6年度では、発達支援の研修等の企画をしています。すごく評判が良くて、それによって保育が改善されたという声もいただいていますので、かなり手応えを感じています。

委員：私は高校の教員ですので研修が色々ある中で、身になる研修と身にならない研修があって、今のお話のように実際の現場のケースを持ち帰って、継続的に皆で取り組んで研磨していくという研修であれば、是非とも幼稚園に関わらず、小中高校にも広げてやっていただけたら嬉しいと思いました。

事務局：幼保小連携のところでは、主体的な深い学びの実践を持ち寄ってお互い学びあい、その刺激を受けてまた現場に帰って挑戦するというのを今年やろうとしています。

委員：非常にプラクティカルな具体的課題解決型の研修をされていて、評価しやすいということもあると思います。

委員：私は現場の園長なので、キャリアアップ研修は国が処遇改善を出しているの、色んなところが研修を行っていますが、国立市のキャリアアップ研修は質がかなり高く、いい講師の方がたくさん来られていて、職員も現場に帰ると「これを試してみたい」という感じで、他の研修とは質が違うと感じます。そういう意味では効果が出ていると思います。

委員：研修に参加できる体制は整えているのですか。よく人がいないから研修を受けたいが受けられないという意見もありますが、その辺はどうなっていますか。

事務局：研修を受けるための体制づくりの補助金が、今年度から都でメニューとして設けていて、例えば研修に職員が出るために、代わりに保育士を入れた場合の賃

金を持つとか、時間外に研修を行った場合の時間外手当を出した場合、その部分を出すというものです。市としては補助金の予算が計上できていないのですが、東京都の制度があるので、その制度が導入できるか現在検討中です。

委員：国立市の場合は午後からの研修が多いので、午前中、一番忙しい時間は保育士がいて、お昼寝の時間に保育士が出ていくので、無理がない形で研修の時間が組まれていると思います。

事務局：時間設定は多くの方が参加できるように、なるべく夜に開催しているのと、オンラインでも参加できるように、会場の様子をオンラインで流したりして、子育て中等の理由で夜参加しにくい方には自宅でも受講できる形で、オンラインも取り入れながら実施しています。

委員：幅広く参加できる研修体制を組んでいるということですね。
他はよろしいですか。では3の地域支援の説明をお願いします。

事務局：資料1 子ども総合計画の取組み評価の3-1から3-2について説明。

委員：ありがとうございます。では質問があればお願いします。
D評価がありますが、どうしてDなのか知り得る限りでお話していただけませんか。

事務局：原稿計画の策定段階時点では安心・安全まちづくり条例の策定を目指すというのがあり、そちらをベースに各取組み内容が位置づけられていました。その後令和2年の中間評価を実施した際に、安心・安全まちづくり条例の制定が見送られ、その代わりとして市の総合計画の施策体系に合わせて、「安心して暮らせるまちづくり計画」を条例の代わりに作ると方針転換しました。
しかしながら計画を作るに当たって検討を進める段階で、子どもにも高齢者にも包括的な概念で安心や安全を定義することの難しさ、こぼれてしまうものがあるのではという判断の基に、包括的な計画の策定は見送ることとなりました。計画策定当初に重点的取組みとして想定していた内容の結果としてはDですが、その他の取組みでも子どもの安心・安全については各々で実施が行われていて、それぞれの取組は計画通りと評価しています。

事務局：この件に限らず、重点取組みの実施評価の概要について、各所管課からの回答をベースに資料を作っていますが、深堀が出来ておらず大変恐縮です。条例を制定するとか、その後の中間評価で条例制定ではなく計画を策定するといった方針変更が発生して、今所管課が取り組んだ事業に対して厳しく評価して回答をいただいています、この場合言えば「E 実施内容を変更した」という考え方もあると思います。評価については、担当部署に確認して深堀してお示ししたいと思います。

委員：制定されるべき条例を前提に立てられた計画であったが、条例が制定されず、既存の施策を徹底したのであれば、評価が D というのは市民に誤解を与えるので、E とした方が良いと思います。

委員：資料2—18について、学校への啓発として講師派遣を行っていると書かれていますが、全ての小中学校で行われているわけではなく、ばらつきがあります。啓発授業を行うなら、全ての学校でやった方がいいと思いますが、なぜばらつきがあるのか教えてください。

事務局：出前講座についてメニューを掲示して各校に案内していると思います。学校から出前講座をやってほしいという話があって、調整が出来たところに実施するという形だと思います。今実際に行った学校の数だけ載せているということだと思います。

事務局：持ち帰り確認しますが、恐らくこれは令和5年度の実施状況の報告になっていて、これは令和4年度からやっている取組みなので、令和4年度に実施したから令和5年度は見送ったという可能性もあるので、事務局で確認してトータルの実施状況をご報告させていただければと考えています。

委員：単年度で全校というのは予算的にも難しいと思いますが、市内の学校はもれなく研修が受けられるということがどう担保されているのか、そこを評価してほしいと思います。

他によろしいでしょうか。よろしければ議題2についてはここで終わりたいと思い

ます。

3. 次期国立市子ども総合計画の理念及び体系について

委員：では議題3 次期国立市子ども総合計画の理念及び体系について事務局より説明をお願いします。

事務局：追加資料 第四次国立市子ども総合計画 計画の位置付け・理念・体系等について説明。

委員：ありがとうございました。ここからは計画の位置付け・理念・体系について、一番ベースになる概念について、この審議会で揉んでおかないと後で大変なことになるので、ここは色々な意見が出た方が良くと思っています。議論の交通整理をした方がいいと思いますが、まずは今事務局から説明がありましたが、このウェルビーイングや QOL やシームレス等の言葉について、意見交換をしませんか。計画のベースになるキーワード、キーコンセプトについての議論をしたいと思いますが、事務局よろしいですか。

事務局：第四次国立市子ども総合計画が、子どもの権利を保障する子ども基本条例の規定している内容を約束した施策を載せた計画にすることが1つの目的としていますので、もしよろしければ、先に説明させていただきます。

委員：今、同時進行で取り組まれていて、当然私たちの審議会の子どもの総合計画は、今度作成される基本条例に則って計画を立案しなければならないので、子どもの基本条例の説明をお願いします。

事務局：参考資料 国立市子ども基本条例骨子案・素案（解説）について説明。

委員：計画の中での基本的な概念について意見交換をしたいと思います。基本条例の中でもウェルビーイングという言葉が出てきていますが、説明用語として出てきていて、今のところ条例の中では使っていない。そう考えるとウェルビーイングや QOL の言葉や関係性について議論したいと思います。

委員：子どもの基本条例の中で大事にされているのは、子どもの意見表明権だと思います。

子どもの声を聴きながら、あらゆる子どもに係る施策を作らなければいけないということです。その時に子どもが実感を持って Yes や No と言える内容であるということが大事だと感じていて、QOL は生活の質と訳されますが、その言葉が実感を持って子どもが受け止めきれないのではないかと、つまり自分の今の状態が、QOL が担保されている状態なのかどうか分かりづらいと思います。

ウェルビーイングという言葉もウェルとビーイングの意味が両方分かっていないと難しい気がします。子ども基本条例の資料の2ページのところで言い換えています、自分らしく幸せに生きるとか育つの方が分かりやすいし、今の自分の状態が幸せなのかどうかということに関して、意見が表明しやすいと思うので、大事なことは日常的に実感を込めて使えるような言葉で理念は語れた方が、ごまかしが無いように思います。子どもにも大人にもちゃんと分かる言葉で定義できた方が良いと感じます。

委員：他はどうですか。私は今の意見に大賛成ですが、その表現を計画の中にずっと使い続けていくことの難しさ、だから QOL の後に括弧して、子どもの権利が主張できる、守られる等、そういう意味が入っているカチツとした言葉が何かあってもいいのではないかと思います。そうしないとあちこちに長い言葉が多用され、逆に分かりにくくなるのではないかとという心配もしています。おそらく国立市の子ども子育て計画は、全国的に見ても基本条例と同時進行で作るというのは稀有な実践例だと思いますし、他の自治体の子ども計画に準じている計画を見ていると、抽象的な言葉、人権が守られるとか、人間として尊重されるとかが多いです。本当はそこに括弧してこういう場合と例示されて、初めて子どもは理解できるのですが、心配しているのは例示列举で限定列举で取られた時に、これは入っていないと取られることは避けたいので、委員がおっしゃるようにカチツとした言葉で言い換えられるといいと思いますが、どうしたらいいでしょうか。

あと横浜市役所が、子ども子育て条例を可決し、議員提出条例で行政が関わられませんでした。権利という言葉が1つも出てこず、出てくるのは第1条に「子ども基本法の精神に則り」と書いてあるだけです。何を則るのか今横浜市の弁護士会と一緒に詰めているところですが、私は明確に書いてあった方がいいと思っていて、QOL もウェルビーイングも抽象度が高いのですが、具体的に羅列してしまうと表現としてまとまりがなくなってしまうのではないかと。QOL やウェルビーイングの中には意見表明が入っていると思うし、それが守られることによって、子どもたち

が幸せな状態を定義できることにつながっていくのだと思います。

委員：私が QOL という言葉を使い慣れていないところがあって、QOL という言葉で幸せな状態をイメージできないし、先ほどの説明の中に3つの権利がありましたが、安心して生きるというのは現在のこと、自分らしく心豊かに育つというのは未来に向けて、意見が尊重されるというのは、子どもと一緒に作らなければいけないということだと説明がありました。まとめると子どもと作る今の幸せと未来への希望ということになると思います。あらゆることは子どもと共に、授業であれ日々の活動であれ、例えば赤ちゃんのおむつを替えるとか、そういうことも一方的ではなく、子どもの言葉にならない言葉を聞き取りながらということも入るし、それによって今の幸せということと、未来に向けて希望を持てるようなものを作らなければならない。抽象的かもしれないが、普遍性があって、大人も子どもも理解できて、かつ全ての項目に関係していると思います。

委員：今聞いていて、「共に」という言葉は大事だと思いました。従属者にならない、虐待にならない、同じ人格を持った人間として平等で対等であり、だから常に参加権があり、参加権に伴って意見表明がある。それは何のためにか。今の暮らしと私の将来のためにという時間軸ができたということですね。

事務局：事務局提案としては QOL という単語に少し触れておければと思っています。子どもの権利を保障する計画にしたいということで、これは子ども大綱においても児童の権利条約の精神に則って、国全体で子ども真ん中社会を目指していくということが示されていて、その辺の言葉とも合わせられるところは合わせていきたいと思っていました。そうすると国も子どもの権利を保障するということが軸にあると思います。国の大綱においては、子ども真ん中社会の説明に、「身体的・精神的・社会的に幸せな状態＝ウェルビーイングの状態」という書き方をしていました。ウェルビーイングの言葉が使い勝手が良いのかですが、1つの言葉としてまとまりが良いので使ってみようと考えたところです。ウェルビーイングというのが身体的に健康で、精神的に豊かで、社会的にも関係性があるという状態で、人として備えるべき3つの要素が揃って初めて幸せな状態であるということを指していると思うので、QOL についても生物的・心理的・社会的の3つの構成要素を提示しながら、これらを満たしていくことがウェ

ルビーイングであると考えました。

ウェルビーイングという言葉が抽象度が高すぎるというのがあって、あまりにも完全な状態を指しているようにも取られてしまわないか気になっています。今の構成要素を活かしつつ、ウェルビーイングに代わるものが何かないか、個々の持っているものをちゃんと保証してもらう、あるいは目指した形に対して質を高められることを言葉として **QOL** と仮置きしています。大事なことは計画を見たときに、見た人がずっと入ってこられる言葉で作成することです。言葉を置き換える前に理念を考えることが大事なことだと思うので、是非意見をいただけたらと思います。

委員：ウェルビーイングが全てにおいて満たされている状態ということについて、私も授業の中で、健康について教える時に、全てにおいて満たされた状態でないと幸せでないのか、健康でないのかという議論を生徒にさせていますが、人によっては、全てが満たされていないと幸せでないと捉える感覚はあると個人的には思いました。**QOL** に関しては高校生の中でも授業をしているし、普段の生活の中でも出てくる言葉なので、とっつきやすいのではないかなというのが個人的な感覚です。

委員：**QOL** を担保するというのは理念ではなく、あくまで子どもの幸せを達成するための手段であると思うので、そうすると理念のところに手段が入ってくるのは違和感があって、理念のところはあくまで大きな目標があって、方向性として手段を示すことが計画の体系としては良いと思うので、そうすると **QOL** が理念にあるのは、手段と目的が逆になってしまいます。かといってウェルビーイングを採用すると、とっつきにくさや誤解を与えてしまうことになるので、僕が思うには、日本語で「幸せ」と表現するのもいいかとも思いますが、当たり前のように受け入れられすぎていて、インパクトがないというのが問題点ですが、インパクトがあるというのはとっつきにくいということでもあるので、そのトレードオフが難しい所であると感じました。

委員：語源的に考えると理念はアイディアの訳だと思います。アイディアの語源を辿ると、ギリシャ語のアイデアに行きついて、アイデアは「見られたもの」という意味で、イメージに近くて、かつそれは具体的なものの中に見える普遍的なイメージなので、具体的な像のあるものがふさわしくて、それがあらゆる政策の中に見えているかが大

事だと思います。やはり QOL を担保するというのは手段になってしまうので、遠くから仰ぎ見るような重いものが理念として必要だと思います。

ウェルビーイングに関する話で、身体的・精神的・社会的という話があって、子どもの幸福度を調べた 2020 年のユニセフの調査がありますが、日本は身体的には 1 位でしたが、精神的にはかなり下位で、そういうギャップすごく大事で、あれが「QOL 度」となっていると私はあまり実感できなくて、「幸福度」と言われると、オランダや北欧の子どもは幸せで、日本の子どもは身体的にはウェルビーイングだが、精神的にはあまり幸せではないのは何故だろうと考えるきっかけになりますし、日常的な言葉とつながっていることが大事だと思います。

委員：委員が一貫して言われているのは、暮らしとして通用する言葉ということを大切にされていますね。

委員：大学が哲学科で、日本の翻訳の言葉で哲学すると、哲学にならないですが、西洋人は口語体で哲学的な深いことまで考えられると衝撃を受けて、日本語でも大事なことは簡単な言葉で言わなければ、頭の部分で留まってしまい、体や生き方が変わらないのではないかと思います。

委員：国立市子ども基本条例と第四次国立市子ども総合計画の関係をもう一度教えていただきたいのですが。

事務局：子ども基本条例の第 6 章に子どもに関する施策の推進と検証が入っていて、この条例で定めている子どもの権利の保障のために、市が様々な取組みを進めることについては、施策として体系的に整理をして計画を定めますと規定する予定です。この計画について、子どもの権利を保障するための計画を 1 本作るというよりも、既存の総合計画のレベルを上げて、第四次総合計画が条例で示している子どもの権利を守る・保障することを体系的に規定した計画と位置づけられることを目指したいと思っています。

委員：国立市子ども基本条例に基づいて、その目的のために行われるのがこの計画という認識で大丈夫ですか。

事務局：その考え方で概ね大丈夫です。

委員：そうであれば、骨子案の２ページの一番上に、「すべての子どもが自分らしく幸せに生きる・育つこと」が計画の理念ではだめなのかと単純に思ったのですが、基本条例の中の大事にしていることをそのまま理念としてはだめなのでしょうか。「すべての子どもが自分らしく幸せに生きる・育つこと」という言葉には、QOL もウェルビーイングも含まれているので、要は基本条例に基づいて計画を行っているということで、この言葉を理念にすることで一貫性を持たせることができるのではないかと思います。ただ分かりやすくするために横文字を使わなければいけないのであれば、話は別ですが、「すべての子どもが自分らしく幸せに生きる・育つこと」という素敵な言葉があるのであればこれを理念にすればよいのではないかと思います次第です。

委員：同時進行でやっているので、子どもの権利について理念的なことは条例で書かれて、それを具体化する計画となると、実質的なサービスや機会をどう作るのか、足りないものをいつまでのどれくらい整備するのかといったことが分かるようなものが計画になってくるので、計画でいう理念は壮大な理念というよりも、具体性を持った目標というか、基本条例の理念に基づいて、計画は目標を設定し、ひとり一人の子どもの暮らしがどうあったらいいのかが見えてくるような、条例と計画の関連性で見えていくことが必要だと思います。今まで条例がないところで子どもに係る計画は、条例の理念を計画に持ってきているので、具体性が欠けてしまっています。

もう少し議論を続けましょう。いかがですか。

先ほど委員が良いことをおっしゃいましたが、理念か目標を具体的に書くときには、子どもの暮らしにとって何が足りていないのか書いていくしかない、そのことをQOLと言っているのだらうと。子どもの暮らしの質がどうなのか、今Dの評価を５年後にはBにしようとか、そこが充足して埋まってくると、子どものウェルビーイングやすべての子どもが幸せに生きる・育つことができる。ただ問題点は子どもが読んでも理解しにくい。だとすれば子どもたちにも分かる計画概要版を作って手当てしていく等の方法もあると思います。

委員：この計画の理念なので、この計画を守らなければいけないのは大人であって、子ども版を作るかどうかは別として、これを理解してちゃんとやっていきますという理

念は、大人が守らなければいけない理念であるということから、もちろん子どもが見て分かった方がいいとは思いますが、でもここでは大人が守らなければいけない子どもの権利を保障しなければいけないということをバシッと書くのが良いと思いました。

委員：条例が示す宛先と、計画の宛先は違うのではないかと。計画はあくまでも子どもたちを中心に置きながら、大人や社会や行政が作っていくということを理解できる内容で良いが、子ども基本法については、子ども自身の権利が書いてあるから、そこは分かりやすく日常用語、暮らしの中で生きた言葉で表現していくということでも良いのではないかと。ということですね。

委員：ここでも QOL を担保することとありますが、誰が担保するかと言えば大人が担保するということだと思いました。

委員：QOL がちゃんと担保できているかどうかは、大人だけで完結して評価できなくて、子どもに聞いてみないと分からないわけです。例えば日本国憲法は国民が守るというよりは、政府が守らなければいけないものだけれども、ちゃんと守られているかどうかを国民が憲法を読めないと分からないわけで、難しい言葉で書かれていたら分からないのと同じで、これも子どもに分かる言葉で、せめて理念ぐらい書かないと、本当にそれが守られているかどうか、子ども自身がチェックできることが大事だと思います。

委員：子どももどこをターゲットにするかでも違うのではないですか。それぞれの年代によって、理解できる言葉は違うから、子ども全体が理解できるようにするには、小さな子どもでも分かるように「わくわく・ドキドキ」となってしまいます。QOL やウェルビーイング等の難しい言葉でも、ちゃんと説明が書かれていれば使っても良いと思います。

委員：条例の先行自治体の例を見ると、小学生版があったり、中学生・高校生版があったり、外国語版で4つほど作っていたり、なおかつイラスト版まであったりします。子どもたちがなかなか理解できないので、年に1回条例制定の日というのを作って、その日は小中学校で権利条例学習をしている自治体もあります。絶え間なく、繰り返

返し確認する作業をして、地に足がつくように努力してやっと子どもに届けられる。それだけ子どもたちにとって権利を奪われていた時代が長かったということですが、条例でもそういう工夫が必要で、計画でもどういった工夫をしていくのかということですね。その上でキーワードとなるものを語り合っているわけですが、色んな視点からご意見をいただいています、何かあればぜひお願いします。

事務局：今計画策定の部分で補足すると、子ども基本法が出来て、その中で「子どもに関する施策を決めるには、子どもの意見を聞くこと、フィードバックをしてください」と書いてあって、「こども若者★いけんぷらす」が子ども大綱を作る上で、子ども家庭庁が子どもの意見を聞くプロセスであったように、今回国立市としても政策を作る上で、何かの形で子どもの意見を聞くプロセスがあって、子どもに説明できなければいけないので、子どもにどうやって伝えるのか、今後考えていかなければいけない部分になると認識していただければと思います。

委員：どうでしょうか。今日は4ページのところまでやりたかったと思うのですが、一番左の部分で緩やかな合意が出来ないと、右の方向性が出てこないということで、前回の第1回も進捗がタイトで、どこかで決断をしなければいけなかったり、方向性・施策までも仮のプランニングをした上で、また審議機会を設けないといけません、今日は4ページまで行けそうもないので、一番左の部分についてたくさん意見をいただいたので、私が会長としてお預かりして、事務局とも相談をしながら詰めていき、皆様にお諮りするといった議事進行でよろしいでしょうか。

事務局：それを踏まえつつ、次回においては施策まで提案して、骨子としてお示しいと思います。

委員：まだ少し時間がありますので、ご意見をいただけたらと思いますがいかがでしょうか。事務局の方で良く考えているなと思うのは、国立市の審議会の議論の仕方が、最初の理念のところから議論していきましょうという姿勢そのものが、子ども基本条例や計画につながる精神や心づもりのようなものを感じて、とても嬉しく感じています。

委員：生成 AI に色々と打ち込んでみたら、「自分らしく生きることを願い、今日の権利・

安心を保障し、明日の夢・希望を提供します」と出てきました。

委員：委員がおっしゃられていたことと同じですね。

委員：計画に具体性を持たせたり、行政に縛りをかけるために QOL という言葉があるとおっしゃっていて、それはすごく大事だと思うのですが、ユニセフの幸福度のランキングを見てみると、幸福度という言葉であっても、国際的な比較で書く国の課題があぶり出されるというがあるので、幸せや幸福という言葉でもそれを QOL に読み替えることができるだろうと思います。

委員：何となくぼんやりしていたものが、話し合いの中で、皆で共有できたと思います。次回たたき台を示していただいて、意見交換をするという扱いでよろしいでしょうか。では時間となりましたので、また次回へということにしたいと思います。事務局から何かアナウンスすることはありますか。

事務局：次回の日程については、改めてメールで日程調整をさせていただきたいと思います。その間ですが、ニーズ調査の結果に基づいた国立市の量の見込みや、具体的な数値については、事業者と詰めて参りますので、タイミングを見て、皆様にお示しできればと考えております。よろしくお願いします。

4. 閉会

委員：第2回の審議会をこれで閉じたいと思います。ありがとうございました。

以上